

大枝公園フォトコンテスト 2021「#大枝公園の思い出フォト」実施要項

- ◇件名 大枝公園フォトコンテスト 2021「#大枝公園の思い出フォト」
- ◇期間 3月7日(日)～4月11日(日)
- ◇内容 大枝公園での思い出に残る写真を大募集します！
風景やペットとの散歩、家族で遊ぶ様子など、なんでもお送りください！
大枝公園の日常を切り取った、思い出に残る素敵なお写真をお待ちしております！
- ◇入賞及び賞品等
- 【大枝思い出大賞】(3名)
QUOカード3千円分
- 【大枝の思い出スポット賞】(5名)
QUOカード1千円分
- ★対象スポット
①遊びの広場、②ちびっこ広場、③芝生広場、④スポーツ施設
①～④いずれかのスポットで撮影された作品が対象
- 【ちびっこ公園デビュー賞】(5名)
図書カード5百円分
- ★お子様の公園デビューなど、小さなお子様を記録した写真が対象
★ハッシュタグ「#ちびっこ公園デビュー賞」も必要です。
- ※入賞作品については写真の元データをいただく場合がありますのでご了承ください。
- ◇応募対象 開催期間中に、大枝公園内で撮影された写真のみ対象
※大枝公園内で撮影されたことがわかる作品をお送りください。
※スマートフォンで撮影される場合、高解像度での撮影をお願いします。
- ◇参加資格 instagram アカウントをお持ちの方。
※非公開設定の方は対象外
- ◇応募手順 ①大枝公園の instagram をフォロー
②instagram に指定のハッシュタグをつけて写真を投稿する。
【指定ハッシュタグ】#大枝公園の思い出フォト
※ちびっこ公園デビュー賞へのエントリーは、ハッシュタグ「#ちびっこ公園デビュー賞」も必要です。
※現像・プリントしたものは募集しておりません。
※投稿点数に制限はありませんが、入賞は1点のみです。
※複数応募の際は、1点ずつ投稿してください。
- ◇審査方法 主催者の開催する審査会にて決定します。
※「いいね」の数は審査に影響しません。
- ◇結果発表 4月下旬までに入選者だけに通知します。
- ◇応募規約 大枝公園フォトコンテスト 2021 応募規約をご覧ください。

大枝公園フォトコンテスト 2021「#大枝公園の思い出フォト」応募規約

応募規約

- ◆本コンテストは、大枝公園が主催し、一般財団法人大阪スポーツみどり財団（以下、「当財団」という）が企画運営するものです。
- ◆応募作品は応募者本人が撮影した未発表のもので、著作権および使用权を現に有している写真に限ります。ただし、応募者本人の作成による販売目的のない写真集や本人のホームページ、SNS 等に掲載した作品は応募できます。他人の名前を使用した場合や、他人の著作物を引用した場合は無効となります。
- ◆被写体に人物が含まれる作品のご応募に際しては、必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。また、被写体が未成年の場合は親権者の承諾が必要です。
- ◆デジタルでの極端な画像加工処理（合成・変形等）をされたものは選考対象外です。
- ◆応募規程に違反した場合は、入賞決定後でも入賞を取り消し、賞品を返還していただく場合があります。
- ◆他人の著作権、肖像権等を侵害するような行為が発覚した場合、またそれらに関するトラブルが発生した場合、大枝公園及び当財団はその一切の責任を負いません。
- ◆応募に要する費用は応募者の負担とします。
- ◆当財団が必要とした場合は、本実施要項等を変更できるほか、適切にコンテストを運用するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。応募するにあたり、応募者は本コンテストの運営方法を承諾し、一切異議を申し立てないものとします。
- ◆応募者は作品の投稿をもって、本コンテストの「応募規約」、「注意事項」、「撮影物の取り扱いについて」の内容を十分に理解し、承諾するものとします。

注意事項及び、撮影物の取り扱いについて

- ◆下記①～⑤に該当する写真投稿は審査の対象外とします。
 - ①本コンテストの趣旨に反するまたは無関係なもの
 - ②公園内での禁止行為及び、公園内のモノを傷つける行為が見受けられるもの
 - ③Instagram の利用規約に反するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- ◆応募写真にかかる著作権その他の知的財産権は、応募者ないし撮影者に帰属いたします
- ◆応募者は、応募写真の投稿をもって、当財団に下記における利用について、応募写真の全世界にわたる無償の利用権を許諾したものとします。
 - ・当財団が主催する写真コンテストの結果発表・今後の告知等
 - ・当財団が管理、使用、主催、参加または発行するウェブサイト、公式 SNS アカウント、イベント、展示会（その施設等を含みます）、印刷物、販売促進物、宣伝広告物等
 - ・その他当財団が実施するブランディング、マーケティング、プロモーション等
- ◆当財団は、応募写真を下記の通り使用することがあります。この場合、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
 - ・応募写真を改変等して利用
 - ・応募者の氏名、アカウント名、コメント等を表示、省略表示または表示しないで利用
- ◆応募者は、応募写真の被写体の著作権その他の権利について、第三者との間に紛争などが生じた場合、当財団はその一切の責任を負わないものとし、応募者自身がその責任と一切の費用負担により当該紛争等を処理、解決するものとします。